

愛媛大学機関リポジトリ規程

〔平成25年2月13日〕
規則第 15号

(趣旨)

第1条 愛媛大学図書館（以下「図書館」という。）に、愛媛大学（以下「本学」という。）が産出する学術研究成果等を電子的手段により恒久的に蓄積・保存し、学内外に無償で公開することにより、本学の情報発信力の強化及び教育研究活動の発展に資するとともに、社会貢献及び社会的説明責任を果たすため、愛媛大学機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）を置く。

(統括責任者)

第2条 リポジトリの管理運営を統括するために、統括責任者を置き、館長をもって充てる。

(審議機関)

第3条 リポジトリの管理運営に関する重要事項は、愛媛大学図書館委員会において審議する。

(管理運営)

第4条 リポジトリに関する管理及び運営は、図書館において行う。

(登録資格)

第5条 リポジトリに、本学の教育研究活動を通して得られた学術成果等（以下「コンテンツ」という。）を登録することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 本学に在籍する、又は在籍したことがある役員及び職員
- (2) 本学に在籍する、又は在籍したことがある大学院学生及び学部学生
- (3) 本学に在籍する、又は在籍したことがある研究員
- (4) その他統括責任者が適当と認めた者

(登録対象)

第6条 登録することができるコンテンツは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 学術的な研究の成果であること。
- (2) 本学においてその主要な部分が作成されたものであること。
- (3) 電子的フォーマットで作成されていること。
- (4) ネットワークを通じて安全に公開できること。
- (5) 法令上及び社会通念上の問題が生じないものであること。

(事務)

第7条 リポジトリに関する事務は、図書館事務課において行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、リポジトリに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。